

島原市新型コロナウイルスワクチン接種実施計画

1. 目的

新型コロナウイルス感染症について、感染拡大を防止し、市民の生命及び健康を守るため、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン予防接種について、市民への円滑な接種を実施することを目的とする。

2. 計画の位置づけ

予防接種法の規定による新型コロナウイルスワクチンの特例的な臨時接種に係る市町村の事務について、厚生労働省通知の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」等に基づき、本実施計画を策定する。

3. 接種対象者

(1) 対象者の範囲

対象者は、接種日に住民基本台帳に記録されている者のうち、予防接種を希望する者とする。

(2) 努力義務の取扱い

対象者については、原則として接種を受ける努力義務の規定が適用されるが、妊娠中の者については、努力義務の規定の適用が除外されている。

(3) 接種順位

国が示す接種順位と接種時期に基づき、接種を実施する。

4. 実施期間

実施期間は、令和3年2月17日から令和4年2月28日までとする。

2月中旬に医療従事者の接種を開始し、高齢者への接種は4月以降になることが見込まれている。

5. 接種券発送時期と接種開始時期

発送予定時期	対象者	対象者数	接種開始予定
4月初旬以降	65歳以上（昭和32年4月1日以前に生まれた者）	約16,000人	4月下旬
以降順次	基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者	約3,500人	未定
	16歳以上の者のうち、上記以外の者	約19,000人	未定
未定	16歳未満の者	約5,500人	未定

6. 接種体制

(1) 接種方式

個別接種と集団接種の併用により実施する。

(2) 運営方法

①個別接種（医療機関等での接種）

市内約20か所の医療機関（協力医師数約40人）において接種可能な体制を構築する。

高齢者施設等の入所者については、施設への巡回接種により接種可能な体制を構築する。

②集団接種（市が実施する会場での接種）

市霊丘公園体育館・弓道場、有明総合文化会館、島原復興アリーナ等を巡回し、実施する。

（平日午後の設置で、1会場につき医師3人、接種者160～180人を予定）

7. ワクチン接種の電話予約、市民相談対応

コールセンターを設置し、ワクチン接種の電話予約受付及びワクチン接種の一般的な相談対応を行う。

8. 市民に対する情報提供

ホームページや広報誌、ケーブルテレビ、ポスター掲示などの広報等により情報提供を行う。

9. 推進体制の整備

「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種準備チーム」を設置し、適切なワクチン接種を推進する。

10. その他

本内容は、計画策定時点（令和3年3月16日）の内容であり、今後、国の通知及びワクチンの供給状況、事業の検討・調整状況により、内容を変更する場合がある。